平成２４年（フ）第２７８号
住民票上の住所兵庫県伊丹市南本町２丁目２番20―202号、従前の住所兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘17番６―305号
債務者　白石かおり
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９７号
神戸市須磨区北落合３丁目１番361―202号、従前の住所神戸市垂水区つつじが丘５丁目24番地の１
債務者　岸川　友美
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２１号
神戸市東灘区御影石町２丁目９番５号　エクゼ御影４Ｂ号
債務者　岸　　朋子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３３号
神戸市長田区若松町３丁目１番１―810号、従前の住所神戸市西区桜が丘西町４丁目11番地の７
債務者　益田真知子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４７号
神戸市長田区雲雀ケ丘１丁目７番１―403号、従前の住所神戸市中央区野崎通７丁目３番３号
債務者　上原　義彦
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７９号
神戸市長田区堀切町18番５号
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８７号
神戸市須磨区須磨寺町２丁目６番11号　須磨寺ハイツ２Ａ、従前の住所神戸市垂水区青山台６丁目１番７―300号
債務者　中村美香子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５号
長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2178番地１
債務者　松本　兼次
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
青森市奥野３丁目10番16号　泉アパート２号
債務者　佐藤　友香
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
青森市佃２丁目２番38号　コーポ太陽102号
債務者　境谷　憲昭
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
青森市大字戸山字赤坂268番地197　県営住宅28―３―１
債務者　中畑　英之
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
青森市大字戸山字赤坂268番地197　県営住宅28―３―１
債務者　中畑美代子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
熊本市南区美登里町503番地
債務者　村上　幾子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０２号
熊本市南区野田３丁目８番15号
債務者　村上　　実
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２５号
熊本市東区上南部３丁目９番30号
債務者　三浦雅菜子（旧姓平）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４８号
熊本県上益城郡山都町北中島1386番地
債務者　北澤　民子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４９号
熊本市西区蓮台寺１丁目13番１号　３Ｆ
債務者　川上ルミ子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係